

## 太平洋クロマグロに関する委員会指示について

### 1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで太宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

- ① 平成 24 年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数 1.3 万隻)、
- ② 平成 25 年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数 2.3 万隻(H29.1 現在))、

して、原則2年ごとに更新(今回で3回目の更新)している。現行の承認期間は平成 30 年6月 30 日までのため、各広域漁業調整委員会で次期委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

### 2. 太平洋広域漁業調整委員会指示第29号の概要

本年7月からの沿岸漁業での TAC 管理が導入されることを契機に、「過去5年間の実績者」を承認対象とすることで、太平洋クロマグロの管理をなお一層推進することとする。

#### (1) 承認条件について

次に掲げる条件を満たすことを承認の条件とする。

##### ① 過去5年間に1kg 以上の漁獲実績を有すること

- ・ 平成 25 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に1kg以上の漁獲実績を有すること。
- ・ ただし、所属漁業協同組合長が特に認める者(病気療養、長期研修等の合理的な理由がある者)で、当該都道府県の水産主務課長が、当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

##### ② 操業自粛要請の非協力者でないこと

- ・ 平成 30 年1月 23 日の全ての沿岸漁業者への操業自粛要請に明らかに応じない漁業者ではない旨、当該都道府県の水産主務課長から意見書があること。

#### (2) 漁獲実績報告書について

引き続き、漁獲実績報告書の提出を義務付ける。ただし、クロマグロの TAC 報告をし、当該都道府県が当該報告数量を国に伝達する場合は漁獲実績報告書が提出されたものとみなすものとする。

#### (3) 承認期間について

平成 30 年7月1日から平成 32 年6月 30 日までとする。

※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きや漁獲実績報告書の提出の観点から、承認期間の前に約 2 ヶ月、後に 1 ヶ月の期間を加えて設定するものとする。

指示案 (第二十九号)

太平洋広域漁業調整委員会指示第二十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。

平成三十年三月二十七日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 名

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「太平洋」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第一百十条第二項に規定する太平洋

(2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業

イ 法第六条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

現行(第二十五号)

太平洋広域漁業調整委員会指示第二十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。

平成二十八年十一月八日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 松岡

英二

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「太平洋」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第一百十条第二項に規定する太平洋

(2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業

イ 法第六条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

二 法第五十二条第一項に規定する指定漁業  
ホ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる漁業  
へ 法第六十六条第二項に規定する漁業  
ト 別表の上欄に掲げる都道における下欄に掲げる漁業

## 2 操業の禁止

平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営んではならない。ただし、3及び4の規定による太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

## 3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（平成三十年四月三十日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第二十五号の3の(1)及び4の(4)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐる漁業を現に営んでいる者（以下「旧承認者」という。）で、次に掲げるイ及びロの条件を満たす者は、平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの

二 法第五十二条第一項に規定する指定漁業  
ホ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる漁業  
へ 法第六十六条第二項に規定する漁業  
ト 別表1の上欄に掲げる都道における下欄に掲げる漁業

## 2 操業の禁止

平成二十九年一月一日から平成三十年六月三十日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営んではならない。ただし、3及び4の規定による太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

## 3 操業の承認

(2) この指示の有効期間の開始の日の前日（平成二十八年十一月七日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第十九号3の(1)の規定による委員会の承認を受けて（同指示3の(2)の規定により承認を受けたものとみなされる場合を含む。）沿岸くろまぐる漁業を現に営んでいる者（以下「旧承認者」という。）は、平成二十九年一月

間に、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成三十年五月十八日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 平成二十五年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間に、太平洋くろまぐるの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の所属漁業協同組合の代表理事組合長等が特に認める者で、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、国が発出した「くろまぐる小型魚の漁獲に係る操業自粛の要請について（平成三十年一月二十三日付け二十九水管第二六八七号水産庁資源管理部長通知）に明らかに応じない漁業者ではない旨の意見書があること。

一日から平成三十年六月三十日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成二十八年十二月七日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

（新設）

（新設）

(2) 平成三十年五月十八日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。  
この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本(以下「原簿謄本」という。)を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) (1)の規定による承認の申請は、委員会事務局に提出するものとする。

(2) 平成二十八年十二月七日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする者は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書(以下「申請書」という。)に、漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本(以下「原簿謄本」という。)を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) (1)の規定による承認の申請は、申請者の住所の所在地の都道府県区分に応じ、別表2の下欄に掲げる委員会事務局(以下「事務局」という。)に提出して行うものとする。別表2の上欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事務局に提出するものとする。

## 4 承認証の交付と変更の承認

(1) 委員会は、3の(1)の承認をしたときは、その承認者(2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。(4)の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(2) 現承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号及び第三号の二による変更承認申請書に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2)の規定による変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、原簿謄本を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の承認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

## 4 承認証の交付と変更の承認

(1) 委員会は、3の(1)の承認をしたときは、その承認者(2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。(4)の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(2) 現承認者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号及び第三号の二に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2)の規定による変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、原簿謄本を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の承認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、**当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書を添えて**当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の承継の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならぬ。

(4) 委員会は、現承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の承継の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならぬ。

(7) (2) 及び (4) の申請並びに (6) の届出は、  
委員会事務局に提出するものとする。

## 5 漁獲実績報告書等

(1) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

(2) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者で、くろまぐろの養殖用種苗を採捕した場合は、別記様式第五号の三及び第五号の四による採捕尾数報告書を提出しなければならない。

(3) (1)の規定にかかわらず、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第十七条第三項に定める採捕の数量が各都道府県の知事に報告され、国にも伝達される場合には、(1)の規定に従って漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。

(7) (2) 及び (4) の申請並びに (6) の届出は、申請者又は届出者の住所の所在地の道府県の区分に応じ、別表2の下欄に掲げる事務局に提出して行うものとする。ただし、別表2の上欄に掲げる道府県以外の都道府県に住所を有する申請者又は届出者は、主たる操業海域の属する道府県の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事務局に提出するものとする。

## 5 漁獲実績報告書

(1) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

(新設)

(2) (1)の規定にかかわらず、太平洋クロマグロの漁獲モニタリングとして別に水産庁通知で定める漁獲量報告手法に従って報告がされた場合には、前号の規定に従って漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。



6 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならぬ。

7 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載(4の変更)に該当する場合は除く) されていることが明らかになった場合

ロ 法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

6 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号を事務局へ提出し、その再交付を受けなければならぬ。

7 承認の取消し

(新設)

委員会は、承認を受けた者が、法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消し、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

(新設)

(新設)

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年五月一日から平成三十二年七月三十一日までとする。

9 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表

都道名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業（海区承認）
東京都	かつお・まぐろ漁業（知事許可）
宮崎県	浮魚礁利用漁業（海区承認）

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十八年十一月八日から平成三十年七月三十一日までとする。

9 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表1

都道名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業（海区承認）
東京都	かつお・まぐろ漁業（知事許可）

(削る)

別表2																		
都道府県																		
宮崎県	大分県	愛媛県	高知県	徳島県	和歌山県	三重県	愛知県	静岡県	神奈川県府	東京都県	千葉県	茨城県	福島県	宮城県	岩手県	青森県	北海道	委員会事務局及び所在地
									ケ関1・2・1)	(〒100・8907 東京都千代田区霞	水産庁本庁			8階)	野区五輪1・3・15 仙台第3合同庁舎	(〒983・0842 宮城県仙台市宮城	仙台漁業調整事務所	



## 太平洋広域漁業調整委員会指示第二十九号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。

平成三十年三月二十七日

太平洋広域漁業調整委員会 会長

名

### 1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第百十条第二項に規定する太平洋
- (2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業
  - イ 法第六条第三項に規定する定置漁業
  - ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業
  - ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
  - ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業
  - ホ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる漁業
  - ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業
  - ト 別表の上欄に掲げる都道における下欄に掲げる漁業

### 2 操業の禁止

平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営んではならない。ただし、3及び4の規定による太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

### 3 操業の承認

- (1) この指示の有効期間の開始の日の前日（平成三十年四月三十日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第二十五号の3の（1）及び4の（4）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐる漁業を現に営んでいる者（以下「旧承認者」という。）で、次に掲げるイ及びロの条件を満たす者は、平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成三十年五月十八日までに申請して、委員会の

承認を受けることができる。

イ 平成二十五年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間に、太平洋くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の所属漁業協同組合の代表理事組合長等が特に認める者で、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、国が発出した「くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛の要請について（平成三十年一月二十三日付け二十九水管第二六八七号水産庁資源管理部長通知）に明らかに応じない漁業者ではない旨の意見書があること。

(2) 平成三十年五月十八日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) (1)の規定による承認の申請は、委員会事務局に提出するものとする。

#### 4 承認証の交付と変更の承認

(1) 委員会は、3の(1)の承認をしたときは、その承認者(2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。(4)の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(2) 現承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号及び第三号の二による変更承認申請書に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2)の規定による変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、原簿謄本を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登

録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の承継の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。

(7) (2)及び(4)の申請並びに(6)の届出は、委員会事務局に提出するものとする。

## 5 漁獲実績報告書等

(1) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

(2) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者で、くろまぐろの養殖用種苗を採捕した場合は、別記様式第五号の三及び第五号の四による採捕尾数報告書を提出しなければならない。

(3) (1)の規定にかかわらず、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第十七条第三項に定める採捕の数量が各都道府県の知事に報告され、国にも伝達される場合には、(1)の規定に従って漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。

## 6 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

## 7 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載(4の変更に該当する場合は除く)されていることが明らかになつた場合

ロ 法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

#### 8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年五月一日から平成三十二年七月三十一日までとする。

#### 9 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

#### 別表

都道名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業(海区承認)
東京都	かつお・まぐろ漁業(知事許可)
宮崎県	浮魚礁利用漁業(海区承認)



様式第一号

## 沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあっては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊞

様式第一号の二に記載の者〇〇名が、太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり（関係書類を添えて）承認を申請します。

※漁船原簿謄本を提出する場合、下記を記載しないこと。

様式第一号の二に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職・氏名

㊞

様式第一号の二

所属漁業 協同組合	所属漁業 協同組合 支所	承認番号	氏名 <small>(法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)</small>	申請者住所	使用する船舶			漁業の方法	操業 海域	操業予定 時期	主な水揚げ市場 <small>(又は漁協)</small>	申請者 証明印	備考
					船名	漁船登録 番号	船舶総 トン数	曳き縄・はえ縄 釣り・その他					

〔備考〕

- 1 漁業の方法は、該当するものを記入すること。なお、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入すること。
- 2 操業海域は、別図の区分(J1～J4、J10)を記入すること。
- 3 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

様式第二号

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁 船 登録番号	
承認期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
年 月 日	
太平洋広域漁業調整委員会会長 ⑩	

備考：用紙は、日本工業規格A6とする。

様式第三号

## 沿岸くろまぐろ漁業変更承認申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

年 月 日付けで提出した、沿岸くろまぐろ漁業承認申請書の記載事項に様式第三号の二のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）申請します。

※漁船原簿謄本を提出する場合、下記を記載しないこと。

様式第三号の二に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職・氏名

㊟

様式第三号の二

変更前 変更後	所属漁業 協同組合	所属漁業 協同組合 支所	承認番号	氏名 (法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名)	申請者住所	使用する船舶			漁業の方法	操業 海域	操業予定 時期	主な水揚げ市場 (又は漁協)	申請者 証明印	備考
						船名	漁船登録 番号	船舶総 トン数	曳き縄・はえ縄 釣り・その他					
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														

〔備考〕

- 1 変更前の欄には必要事項を全て記入し、変更後の欄には変更した部分のみ記載すること(未変更の欄は空欄とすること)。
- 2 漁業の方法は、該当するものを記入すること。なお、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入すること。
- 3 操業海域は、別図の区分(J1～J4、J10)を記入すること。
- 4 申請者証明印には変更後の申請者の印を押印すること。
- 5 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

様式第四号

廃業届

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

様式第五号

## 沿岸くろまぐる漁業漁獲実績報告書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

様式第五号の二に記載の者〇〇名の、太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐる漁業における漁獲実績を次のとおり報告します。

様式第五号の二

年 月分実績

漁業協同組合

支所

承認番号	漁業者の氏名 (または名称)	使用船舶名	漁船登録番号	鮮魚の漁獲量(kg)* 1		備考
				30kg 未満	30kg以上	

(注)

- \* 1 : 漁獲のうち、鮮魚出荷分の漁獲実績。数量は、1尾あたりの魚体重が30kg未満、30kg以上の2区分に分けて記入すること。  
30kg上・下を仕分けする銘柄区分がない場合には、目視、経験則等による記入でよい。
- [備考]
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 月毎に別葉で作成し、漁獲のあった月の翌月末日までに提出すること。なお、漁協を経由せずに報告する場合は、一葉で提出することも可。ただし、その場合も月毎に実績を整理し、備考欄に何月分かを記入すること。



様式第五号の三

## 沿岸くろまぐろ養殖用種苗採捕尾数報告書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあっては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊞

様式第五号の四に記載の者〇〇名の、太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業における養殖用種苗の採捕実績を次のとおり報告します。

様式第五号の四

年 月分実績 漁業協同組合 支所

承認番号	漁業者の氏名 (または名称)	使用船舶名	漁船登 録番号	漁業の方法 曳き縄、はえ縄 釣り、その他	操業海域 *1	養殖用種苗の漁獲量 * 2			備考
						採捕量(kg)	尾 数	1尾当たりの平均魚体重 (kg)	

(注)

- \* 1: 別図の区分(J1~J4、J10)を記入すること。
- \* 2: 1尾あたりの魚体重 魚体重についてはRD(ラウト)重量(えら、内臓付き)を記入する。  
重量については銘柄区分がない場合には、目視、経験則等による記入でよい。
- \* 3: 「1尾当たりの平均魚体重」については、目視、経験則又は数尾の直接計測等に基づく記入でよい。

〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 毎月別葉で作成し、漁獲のあった月の翌月末日までに提出すること。なお、漁協を経由せずに報告する場合は、一葉で提出することも可。  
ただし、その場合も毎月実績を整理し、備考欄に何月分かを記入すること。
- 3 漁業の方法、操業海については、その月に該当する主なものを記入すること。

承認証再交付申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

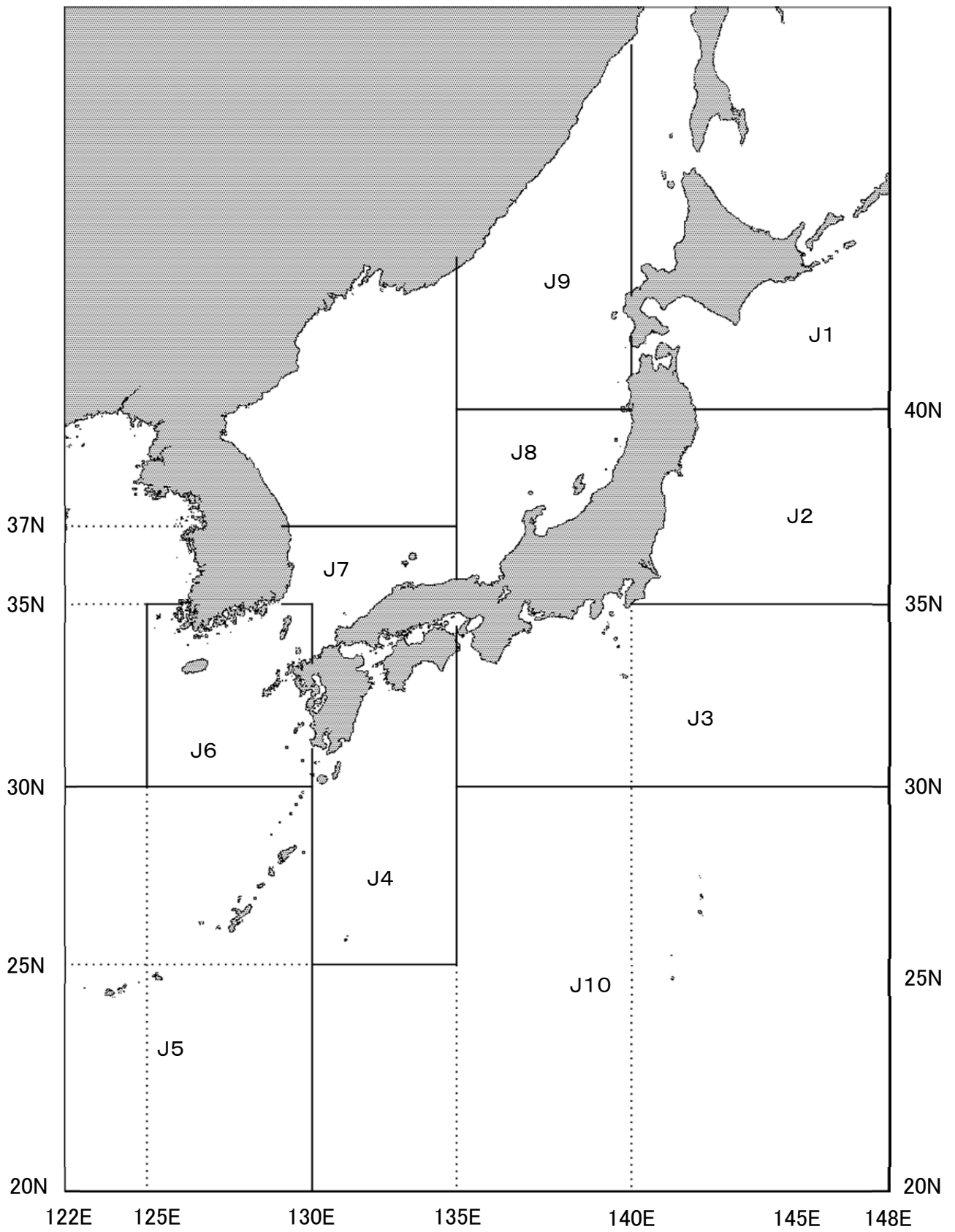
氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ⑩

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

(別図)



# 太平洋広域漁業調整委員会指示第29号の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)

平成 30 年 3 月 27 日

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、委員会指示第29号(以下「委員会指示」という。)の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

## 1. 操業の承認について

委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

### (1) 承認条件について

① 委員会指示の3の(1)のイの「太平洋くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、

1) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までは、漁業協同組合や市場での仕切り伝票等で太平洋クロマグロを水揚げしたことが分かる書類

2) 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までは、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書

とし、それぞれの書類の写しを添付するものとする。

なお、1)の書類に該当する書類かどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。

② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。

③ 委員会指示の3の(1)のロの操業自粛要請に明らかに応じなかった漁業者でない旨の意見書については、

1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が操業自粛要請に応じないことを明らかにしている場合

2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、操業自粛要請に係る指導に応じない、協力が得られない等の指摘があった場合

等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って構わないものとする。

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は平成30年5月18日のため、委員会指示の3の(1)のロの「操業自粛要請に明らかに応じなかった漁業者でない」旨の意見書は、第3管理期間の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況を意見したものとなるので、意見書の以後、第3管理期間中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示7の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

## (2) 承継承認について

委員会指示の4の(4)で、現に承認を受けた者から当該承認に係る地位を承継して承認を受ける場合(以下「承継承認」という。)以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県間での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも構わない。

## 2. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)、4の(7)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、以下の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	新潟漁業調整事務所 (〒950-0909 新潟市中央区八千代1-5-15)
青森県	
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	
東京都	
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
三重県	水産庁 (〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1)
高知県	
和歌山県	瀬戸内漁業調整事務所 (〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 29)
徳島県	
愛媛県	
大分県	九州海漁業調整事務所 (〒812-0031 福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁
宮崎県	

鹿児島県	舎 5 階)
沖縄県	

### 3. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)、(3)の以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、住所変更とする。
- (2) 委員会指示の4の(3)の使用船舶の変更で代船に係るものは、
  - ① 承認を受けた者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
  - ② 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

### 4. 承認証の再交付の申請

委員会指示の4の(2)、(5)、(6)で申請又は届出書類に、「現に所持している承認証を添える」場合で、承認証を亡失した場合は、承認証に替えて、委員会指示の6の承認証の再交付の申請を同時に行うものとする。

### 5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなるので、参考とされたい。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業法(昭和24年法律第267号)第52条第1項に規定する指定漁業のうち、近海かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に応じることを条件に、委員会指示では近海かつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
  - ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
  - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。

別表 くろまぐろ漁業承認申請等に必要書類の一覧表

		様式 <sup>※1</sup>						旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第一号の二	第三号	第三号の二	第四号	第六号			
変更申請	承認証の記載事項 <sup>※2</sup> に変更がない場合	—	—	○	○	—	△	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正（承認証は交付しない）。
	変更がある場合	—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	—	—	○	○	○	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規（者も船も変わる）	○	○	—	—	○	△	○	新番号を付与	変更後の承認証を交付する。
再交付申請		—	—	—	—	—	○	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	—	—	—	○	—	△	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書頭紙、第一号の二:申請者一覧表、第三号:変更申請書、第三号の二:変更申請書、第四号:廃業届、第六号:再交付申請書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名

- ・承認証下欄の左肩の日付は、変更申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・変更承認証の承認期間にかかる記載は平成30年7月1日～平成32年6月30日とする（始期を変更に係る決裁の施行日としない。）
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項（再交付、書換交付、日付など）の記載は要しない。
- ・廃業届への実印押印、印鑑証明書の添付は要しない。
- ・上記変更申請等のいずれの場合においても、都道府県による漁船原簿の確認行為及び確認印の押印（もしくは漁船原簿の添付）を要する。
- ・変更申請、代船申請、承継申請の際、旧承認証を紛失した場合には、様式第六号（再交付申請書）を添付する。ただし、再交付は行わず、変更承認証の交付で代える。



# 太平洋広域漁業調整委員会指示第29号の7の(1)に基づく沿岸くろまぐる漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)

平成 30 年3月 27 日

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、委員会指示第29号(以下「委員会指示」という。)の7の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

## 1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに委員会事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。  
\*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

## 2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐる漁業を営んだ場合	・漁業法第68条第4項で準用する同法第67条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁獲実績に係る虚偽の報告をした場合	・同上
③ 漁獲実績に係る報告をしなかった場合(※1ヶ月以上の報告遅延を含む。)	
④ 漁業法第68条第4項で準用する同法第67条第11項の規定に基づく農林水産大臣の命令(裏付命令)に違反した場合	・委員会指示の7の規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2) 裏付命令を受けた者及び当委員会の承認を取り消された者から、新たに承認申請(承継)があった場合、裏付命令を申請した日及び承認を取り消された日から1年間は、承認を行わない。ただし、裏付命令を受け承認も取り消された場合はいずれか早い方を起算開始日とする。
- (3) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。

### **3. 処分する場合の手続き**

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。 )。
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、委員会事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。